

# 令和 3 年度組織改正について

## 1 地域共生社会の実現に向けた体制整備

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備や生活困窮者に対する支援の強化を図るため、地域福祉に関する事務を所掌する生活福祉部と長寿社会部を再編し、生活福祉部に「地域共生推進課」を新設するとともに、長寿社会部の長寿支援課に地域包括ケア推進課を統合します。

**<参考>地域共生推進課**

**調整係**

- (1) 局の所管に係る保健福祉行政の総合的な企画調査及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 医療と介護の連携に関すること。
- (4) 社会福祉審議会（専門分科会及び部会を除く。）に関すること。
- (5) 地域包括ケアシステム審議会に関すること。
- (6) 災害時における要配慮者の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

**推進係**

- (1) 地域福祉の推進（包括的支援体制の整備を含む。）に係る企画及び調整並びに地域福祉計画の推進に関すること。
- (2) 再犯防止の推進に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 堺市移動等円滑化促進方針に係る調整及び啓発に関すること。
- (4) 更生保護団体等に関すること。
- (5) 社会福祉審議会（地域福祉専門分科会に限る。）に関すること。
- (6) （社福）堺市社会福祉協議会に関すること。
- (7) 社会福祉職員の人材育成に係る総合調整及び研修に関すること。

**支援係**

- (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援決定に関すること。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給等に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定等に関すること。
- (5) ホームレス等の自立支援の推進に係る企画及び調整に関すること。

## 2 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する体制整備

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援が行えるよう、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、生活福祉部の国民健康保険課と医療年金課を長寿社会部に移管します。

### 【新旧対照表】

